

焼津水産ブランドでのシリーズ商品の定義
および
シリーズ商品のブランド認定と更新について

【シリーズ商品の定義】

- 1 シリーズ商品としてもコンセプトが統一されていること
例)・冷凍品で、電子レンジで袋ごと加熱・・・食し仕方
・焼津で水揚げされた魚のみ使用 ……原料 等
- 2 商品名に同じ商品名が使われていること
例)魚屋の手作り商品「○○○○」
美味しいお惣菜シリーズ「○○○○」
- 3 シリーズ物のパッケージのデザイン、包装の大きさ、内容物の大きさ、包装の材質等が統一されている物

※上記3つの定義を全て満たす場合、ブランドを「シリーズ商品」として認定する。

【シリーズ商品のブランド認定と更新について】

- ① 全種類すべてを審査員が試食し、水産ブランド認定基準を満たすこと。
- ② シリーズ物に新たに追加する新商品が出た場合は、直近の審査会に必ず申請すること。
審査では新たに追加する商品及びすでに認定を受けているシリーズ品のすべてを審査員が試食し、その全商品がブランド基準を満たす場合に合格となる。1 商品でもブランド認定基準を満たさない場合はシリーズ物としては認定取り消しとなる。
- ③ シリーズ物で認定された商品すべてにブランドシールを添付すること。
- ④ 認定期間は 2 年間である。新たにシリーズ認定した年度から 2 年後に再度、審査をうけること。また、上記②の際、新たに追加認定を受け、認定期間の中で認定となる場合は、改めて 2 年間の認定となる。